

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0195-38-3061 (月曜日から日曜日 8時30分～17時15分)

担当介護支援専門員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 浄法寺居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	浄法寺居宅介護支援事業所
所在地	岩手県二戸市浄法寺町小池3番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 0373200047号(岩手県)
サービスを提供する地域	二戸市

(2) 同事業所の職員体制

職務	員数	業務内容	備考
管理者	1名(0)	管理業務	介護支援専門員
介護支援専門員	5名(1)	相談援助業務	員数5人うち3人は主任介護支援専門員

()内は男性再掲

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～日曜日	8時30分～17時15分
---------	--------------

* 緊急連絡電話 0195-38-3061(24時間対応)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- 1 サービスの給付を受けるためには、「要介護認定」の申請を市町村窓口に出して下さい。
(指定居宅介護支援事業所での代行申請もできます)
- 2 申請を行うと、市町村では介護が必要かどうかの訪問調査を行います。調査は、市町村職員または、市町村の委託を受けた介護支援専門員が利用者の自宅を訪問して、心身の状況などをお聞きします。
- 3 訪問調査の結果はコンピュータ処理されます(1次判定)。1次判定の結果と主治医の意見書をもとに介護が必要かどうか「介護認定審査会」で審査判定をします(2次判定)。
- 4 介護が必要と判定された場合(要介護1～5)は、介護サービス計画を依頼する旨の届出を市町村に提出します。その後、指定居宅介護支援事業者に依頼して介護サービス計画を作成します。
- 5 利用者と家族の了解のもとに作成された介護サービス計画に基づいて、専門のサービス機関から介護サービスの給付を受けられます。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、二戸市の担当窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

要介護1～2 10,760円 要介護3～5 13,980円

・特別地域15%が加算されます。

・特定事業所(Ⅱ)407単位が下記の要件を満たしている事業所として加算されます。

1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置

2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置

3 法廷研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の設備

(2) 解約料

利用者 はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は銀行振込または現金払いの中から契約の際に選べます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1～2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) その他

下記の場合、必ず当事業所へご連絡下さい。

連絡がなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、支払までに日時を要することになります。

①事前に当事業所を通じて調整を行わずに、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合

②契約期間中に

- ・被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- ・要介護認定のうち、更新申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更申請を行った場合
- ・各種の利用者負担減免に関する決定等に変更が生じた場合
- ・生活保護を開始または廃止する場合
- ・公費負担医療の受給資格を取得又は喪失した場合

③サービス事業所やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなった場合

(例)

- ・「訪問看護」において主治の医師の特別な指示があり、医療保険適用となる場合
- ・「訪問看護」のターミナルケア加算等があった場合

④居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護の利用にあたっては、利用前に、当事業所にその旨ご連絡下さい。

6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- 2 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- 3 居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

※別紙参照

(虐待防止に関する事項)

第8条 利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止等適正化委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第9条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所はやむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の他必要な事項を記録するものとする

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(3) 秘密保持

居宅介護支援を行うに当たっては、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

(4) 事故発生時の対応

- 1 事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び二戸地区広域行政事務組合に連絡するとともに、必要な措置を行います。
- 2 サービス提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由より利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。

(5) 居宅介護支援の内容

事業所の介護支援専門員は、下記の居宅介護支援を提供します。

- 1 介護支援専門員は利用者の要介護認定(要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、サービスの種類の変更をふくむ。)にかかる申請等について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また担当者会議等の開催により、介護サービス・介護計画書原案について専門的な意見聴取を行います。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者およびその家族、居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握しこれに基づく給付管理票の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
- 5 介護支援専門員は、利用者およびその家族に対して、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- 6 介護支援専門員は、利用者およびその家族に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えるよう依頼を行います。

(6) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン等
介護支援専門員への研修の実施	○	資質向上のための研修会等への参加
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の(3)参照

7 サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 漆田 昌子

電話 0195-38-3061

② 第三者委員

当法人の第三者委員に、以下の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

(構成員) 南谷 敏夫 ☎25-4545

下斗米 隆司 ☎28-2146

佐藤 順 ☎25-4366

日向 寿歩子 ☎38-2149

三浦 貢 ☎38-3349

③ その他

当事業所以外に、次の関係機関に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

* 二戸市総合福祉センター 福祉課

電話:0195-23-1313

* 二戸地区広域行政事務組合 介護保険推進室

電話:0195-23-7772

* 岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課

電話:019-623-4325

* 岩手県運営適正化委員会

電話:019-637-9718

8 当事業所の概要

・運営主体	社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会
・代表者	会長 山口金男
・所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
・電話番号	0195-25-4959
・浄法寺支所所在地	岩手県二戸市浄法寺町小池3番地
・電話番号	0195-38-3061
・事業内容	浄法寺居宅介護支援事業所 浄法寺訪問介護事業所 浄法寺通所介護事業所 浄法寺訪問入浴介護事業所 小規模多機能型居宅まいにち館 浄法寺居宅支援事業所 生きがい対応型デイサービス事業所 その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のために必要な事業